

浜松市医療的ケア児等支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児又は障害者(以下「障害児等」という。)その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等及びその家族(以下「医療的ケア児等」という。)が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことがよう、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児等の支援に関する意見交換や情報共有を図るため、浜松市医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児等に係る課題や情報の共有に関すること
- (2) 医療的ケア児等に係る連携の強化に関すること
- (3) 医療的ケア児等に係る対応策に関すること
- (4) その他医療的ケア児等の支援に必要な事項

(委員の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健・医療機関関係者
 - (3) 障害福祉関係者
 - (4) 保育・教育機関関係者
 - (5) 当事者団体関係者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
- 2 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任任期とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

(当事者との意見交換)

第6条 協議会は、医療的ケア児等の意見を聴く場を年に1回以上設け、医療的ケア児等の支援における課題を把握する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、浜松市健康福祉部障害保健福祉課において行う。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議、会議録及び会議に関わる資料は、公開とする。ただし、協議会が公開とすることが適当でないとき認めるときは、公開しないことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。